

# 感染防止策チェックリスト

作成年月日：令和 2022 年 6 月 14 日

## 1. イベント情報

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。

イベント名	流れる雲よ・茨城公演 <a href="https://mwww.ibk-nagarerukumoyo.com/">https://mwww.ibk-nagarerukumoyo.com/</a>		
出演者・チーム等	演劇集団アトリエッジ <a href="https://djidat.weebly.com/">https://djidat.weebly.com/</a>		
開催日時	令和 4 年 9 月 3 日 (土) から	18 時 00 分 開場	
	令和 4 年 9 月 4 日 (日) まで	13 時 00 分 開場	
開催会場	クラフトシビックホール土浦 (土浦市民会館) <input type="checkbox"/> 大ホール <input checked="" type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 会議室		
会場所在地	土浦市東真鍋町 2 - 6		
主催者	えにしわあくプロジェクト・流れる雲よ茨城実行委員会		
主催者所在地	茨城県土浦市小松1-7-12		
主催者連絡先	080-1018-1124	(メールアドレス) <a href="mailto:ibk.nagarerukumoyo@gmail.com">ibk.nagarerukumoyo@gmail.com</a>	
収容率 (上限)	<input checked="" type="checkbox"/> 100% (※) (大声なし)		
	<input type="checkbox"/> 50% (※) (大声あり)		
収容人数	288	人	
参加人数	270	収容率	93.8%
その他特記事項	芝居観覧の為、マスク着用、観覧中の私語は禁止、また舞台から 2 m 確保のため座席1列目の使用禁止とし、必要に応じてフェイスシールド配付、ホール内消毒につとめ開催いたします。		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

## 2. 基本的な感染防止について

**イベント開催時には、以下の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。**

### ①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

- 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意し、退場処分等の措置を講じる。  
【大声ありの場合】「大声なしの場合」の【大声】を「常時大声を出す行為」と読み替える。

### ②手洗、手指・施設消毒の徹底

- こまめな手洗やアルコール消毒による手指消毒の徹底を促す。（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）
- 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

### ③換気の徹底

- 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又は、こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分以上等）の徹底。

### ④来場者間の密集回避

- 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。
- 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や導線確保等の体制構築。
- 大声ありの場合は「前後左右の座席との身体的距離」、大声なしの場合は「人と人が触れ合わない間隔」の確保。

### ⑤飲食の制限

- 飲食可能エリアにおける感染防止策の徹底。
- 飲食中は、マスク無しでの会話禁止を徹底。

### ⑥出演者等の感染対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、催物開催前も含め、声を発出する演者間での感染リスクに対処する。
- 出演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる。

### ⑦参加者の把握・管理等

- 「5つの場面」の注意喚起や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。
- 入場時の連絡先確認やCOCOAアプリ等を活用した参加者の把握。
- 入場時の検温・有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止し、有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者等の健康管理を徹底する。

※上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。